平成２２年（フ）第７１号
富山県小矢部市茄子島168番地
債務者　岡田眞由美
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第７３号
富山県高岡市佐野641番地３
債務者　武島　慶子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８１号
富山県高岡市戸出町５丁目３番37―201号　ラポールいわき
債務者　守田　和弘
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第８９号
富山県氷見市泉1701番地
債務者　新井　健史
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第９２号
富山県射水市八幡町２丁目10番６号
債務者　角本与志治
1　決定年月日時　平成22年５月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第１２０号
長野県東筑摩郡山形村6196番地
債務者　中野　　剛
1　決定年月日時　平成22年５月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第７１号
滋賀県近江八幡市西庄町782番地14
債務者　前田　正則
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第７２号
滋賀県近江八幡市西庄町782番地14
債務者　前田早永子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２２年（フ）第６４３号
京都市山科区西野山階町39番地の48
債務者　濵中　美幸
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６４９号
京都市下京区高辻通堺町西入泉正寺町463番地　ルネ丸高303号
債務者　藤下こと　金　　晴久
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６６１号
京都府長岡京市粟生田内44番地　第２竹風荘東棟102
債務者　足立　文雄
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１３号
京都府宇治市宇治蔭山27番地の１　アベニュー中路206号
債務者　西田美智世
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８５号
京都市中京区西ノ京冷泉町50番地
債務者　池田　祥文
1　決定年月日時　平成22年５月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第２５７号
奈良県大和郡山市美濃庄町137番地
債務者　徃西　宏明
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第８１号
鳥取県鳥取市美萩野２丁目192番地、住民票上の住所鳥取県鳥取市中砂見163番地
債務者　戸田　壽子
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９２号
鳥取県鳥取市桂木831番地　コスモス桂木108号、旧住所兵庫県美方郡新温泉町久斗山1473番地
債務者　岡本　靖博
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１６号
鳥取県鳥取市浜坂６丁目１番23―204号　県住１―204号、旧住所鳥取県鳥取市東大路145番地１　森本アパート２号
債務者　蘆﨑　尚樹
1　決定年月日時　平成22年５月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月27日まで
鳥取地方裁判所民事部